

福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 4 日

国見町長

村土利通

国見町条例第 17 号

福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例の一部
を改正する条例

福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例（令和 3 年国見町
条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 11 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。